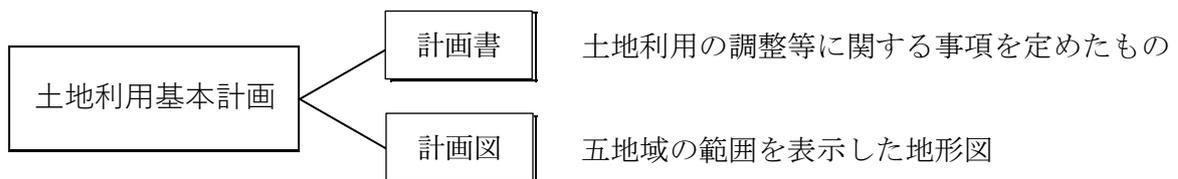


栃木県土地利用基本計画について

1 土地利用基本計画とは

- ・ 国土利用計画法第9条に基づき作成される計画であり、土地利用の調整等に関する事項を定めた「計画書」と、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域の範囲を縮尺5万分の1の地形図上に表示した「計画図」から構成されている。
- ・ 都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等に基づく諸計画に対する上位計画として行政内部の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たすものである。
- ・ 策定及び変更に係る手続きは、栃木県国土利用計画審議会及び関係市町村長の意見を聴取し、国土交通大臣への意見聴取を経て、知事が決定・公表する。
 なお、国土交通大臣は、この変更手続において、関係省庁との意見調整を行っている。



2 土地利用基本計画の策定及び変更の経緯

- ・ 策定：昭和50年6月（当初）
- ・ 変更：計画書・・・昭和55年12月、昭和62年3月、平成3年3月、平成10年3月、平成13年7月、平成23年3月、令和3年3月
 計画図・・・五地域区分の見直しに伴い、毎年一部変更